

# 公共住宅電気設備工事積算基準

平成25年度版

(平成29年3月 一部改定)

公共住宅事業者等連絡協議会

まえがき

公共住宅電気設備工事積算基準 平成25年度版の一部を対比表の改定後に記載された内容に改定する。

公共住宅電気設備工事積算基準（平成25年度版） 一部改定

現 行				改定後			
別表-5 共通費率 共通仮設費率				別表-5 共通費率 共通仮設費率			
直接工事費		500万円以下	500万円を超える	直接工事費		500万円以下	500万円を超える
共通仮設費率		上限	7.81%	共通仮設費率		上限	7.81%
		共通仮設費率算定式により算定された率				共通仮設費率算定式により算定された率	
		下限	5.47%			下限	5.47%
算定式 $K_r = 96.161 \times P^{-0.463} \times T^{0.685}$ ただし、 $K_r$ ：共通仮設費率（%） $P$ ：直接工事費（千円）とし、500万円以下の場合は500万円として扱う $T$ ：工期（か月）				算定式 $K_r = 96.161 \times P^{-0.463} \times T^{0.685}$ ただし、 $K_r$ ：共通仮設費率（%） $P$ ：直接工事費（千円）とし、500万円以下の場合は500万円として扱う $T$ ：工期（か月）			
注1. $K_r$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。				注1. $K_r$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			
現場管理費率				現場管理費率			
純工事費		500万円以下	500万円を超える	純工事費		500万円以下	500万円を超える
現場管理費率		上限	47.69%	現場管理費率		上限	47.69%
		現場管理費率算定式により算定された率				現場管理費率算定式により算定された率	
		下限	32.46%			下限	32.46%
算定式 $J_o = 1896.706 \times N_p^{-0.614} \times T^{0.749}$ ただし、 $J_o$ ：現場管理費率（%） $N_p$ ：純工事費（千円）とし、500万円以下の場合は500万円として扱う $T$ ：工期（か月）				算定式 $J_o = 1896.706 \times N_p^{-0.614} \times T^{0.749}$ ただし、 $J_o$ ：現場管理費率（%） $N_p$ ：純工事費（千円）とし、500万円以下の場合は500万円として扱う $T$ ：工期（か月）			
注1. $J_o$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。				注1. $J_o$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			
一般管理費等率				一般管理費等率			
工事原価	300万円以下	300万円を超え、 20億円以下	20億円を超える	工事原価	300万円以下	300万円を超え、 20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	11.80%	一般管理費等率算定式により算定された率		一般管理費等率	17.49%	一般管理費等率算定式により算定された率	
算定式 $G_p = 17.286 - 1.577 \times \log(C_p)$ ただし、 $G_p$ ：一般管理費等率（%） $C_p$ ：工事原価（千円）				算定式 $G_p = 29.102 - 3.340 \times \log(C_p)$ ただし、 $G_p$ ：一般管理費等率（%） $C_p$ ：工事原価（千円）			
注1. $G_p$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。				注1. $G_p$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

現 行				改定後			
共通仮設費率 (テレビ電波障害防除設備工事)				共通仮設費率 (テレビ電波障害防除設備工事)			
直接工事費	300万円以下	300万円を超え、 5億円以下	5億円を超える	直接工事費	300万円以下	300万円を超え、 5億円以下	5億円を超える
共通仮設費率	5.20%	共通仮設費率算定式により 算定された率	1.84%	共通仮設費率	5.20%	共通仮設費率算定式により 算定された率	1.84%
算定式 $K_r = 26.39 \times P^{-0.2028}$ ただし、 $K_r$ : 共通仮設費率 (%) $P$ : 直接工事費 (千円)				算定式 $K_r = 26.39 \times P^{-0.2028}$ ただし、 $K_r$ : 共通仮設費率 (%) $P$ : 直接工事費 (千円)			
注1. $K_r$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。				注1. $K_r$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			
現場管理費率 (テレビ電波障害防除設備工事)				現場管理費率 (テレビ電波障害防除設備工事)			
純工事費	300万円以下	300万円を超え、 5億円以下	5億円を超える	純工事費	300万円以下	300万円を超え、 5億円以下	5億円を超える
現場管理費率	14.36%	現場管理費率算定式により 算定された率	13.67%	現場管理費率	14.36%	現場管理費率算定式により 算定された率	13.67%
算定式 $J_o = 15.51 \times N_p^{-0.0096}$ ただし、 $J_o$ : 現場管理費率 (%) $N_p$ : 純工事費 (千円)				算定式 $J_o = 15.51 \times N_p^{-0.0096}$ ただし、 $J_o$ : 現場管理費率 (%) $N_p$ : 純工事費 (千円)			
注1. $J_o$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。				注1. $J_o$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			
一般管理費等率 (テレビ電波障害防除設備工事)				一般管理費等率 (テレビ電波障害防除設備工事)			
工事原価	300万円以下	300万円を超え、 20億円以下	20億円を超える	工事原価	300万円以下	300万円を超え、 20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	11.80%	一般管理費等率算定式により 算定された率	7.35%	一般管理費等率	17.49%	一般管理費等率算定式により 算定された率	8.06%
算定式 $G_p = 17.286 - 1.577 \times \log(C_p)$ ただし、 $G_p$ : 一般管理費等率 (%) $C_p$ : 工事原価 (千円)				算定式 $G_p = 29.102 - 3.340 \times \log(C_p)$ ただし、 $G_p$ : 一般管理費等率 (%) $C_p$ : 工事原価 (千円)			
注1. $G_p$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。				注1. $G_p$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

現 行		改定後			
表 1.3.1 「その他」の率		表 1.3.1 「その他」の率			
工 種	「その他」の率	工 種	「その他」の率	「その他」の率対象	備 考
1) 配管工事	(労) × (12~20%)	1) 配管工事	20~30%	労	電線管
2) 配線工事	(労) × (12~20%)	2) 配線工事	20~30%	労	電線
3) 接地工事	(労) × (12~20%)	3) 接地工事	20~30%	労	接地端子盤等
4) 塗装工事、 <u>土工事</u>	公共住宅建築工事積算基準による。	4) 塗装工事	公共住宅建築工事積算基準による。		
5) はつり工事	(労) × (12~20%)	5) はつり工事	20~30%	労	
6) 撤去工事	(労) × (12~20%)	6) 撤去工事	20~30%	労	
7) 機器搬入	(労) × (10~20%)	7) 機器搬入	20~30%	労、雑	
8) <u>ハンドホール(既製品の場合)</u>	(労) × (8~15%)	8) <u>土工事</u>	公共住宅建築工事積算基準による。		
9) コンクリート工事	公共住宅建築工事積算基準による。	9) コンクリート工事	公共住宅建築工事積算基準による。		
10) 電灯設備 ( <u>照明器具・配線器具等</u> )	(労) × (12~20%)	10) 電灯設備	20~30%	労	照明器具、配線器具等
11) <u>電灯設備(開閉器、配分電盤等)</u>	(労) × (10~18%)		19~27%	労	開閉器、配分電盤等
12) <u>動力設備(制御盤・電動機その他)</u>	(労) × (10~18%)	11) 動力設備	19~27%	労	制御盤、電動機等
13) <u>受変電設備</u>	(労) × (10~18%)	12) 受変電設備	19~27%	労	受配電盤類、変圧器、コンデンサ等
14) <u>電力貯蔵設備</u>	(労) × (10~18%)	13) 電力貯蔵設備	19~27%	労	直流電源装置
15) 架空線路	(労) × (12~20%)	14) <u>発電設備</u>	19~27%	労	太陽光発電機器
16) 地中線路	(労) × (12~20%)	15) 架空線路	20~30%	労	電柱、保安開閉器等
17) <u>太陽光発電機器</u>	(労) × (10~18%)	16) 地中線路	20~30%	労	保護管、ハンドホール
18) 情報設備	(労) × (10~18%)	17) <u>テレビ共同受信設備</u>	19~27%	労	テレビアンテナ等、テレビ電波障害防除設備
19) 雷保護設備	(労) × (12~20%)	18) 情報設備	19~27%	労	電話、インターホン、監視カメラ等
20) <u>防災設備(雷保護設備以外)</u>	(労) × (10~18%)	19) 雷保護設備	20~30%	労	避雷針等
21) <u>テレビ電波障害防除設備</u>	(労) × (10~18%)	20) 防災設備	19~27%	労	火災受信機等
(注) 1 表中(労)は「労務費」を示す。 2 物価資料等掲載価格及び専門工事業者の見積価格による複合単価については、下請経費を重複計上しないよう留意する。 3 工事に再使用する場合は、再使用を行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。		(注) 1 表中の労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。 2 物価資料等掲載価格及び専門工事業者の見積価格による複合単価については、下請経費を重複計上しないよう留意する。 3 <u>取外し</u> の場合は、 <u>取外し</u> を行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。			
		<b>附則</b> 表 1.3.1「その他」の率の適用にあたっては、各編記載の工事工種による「その他」の率を適用する。(各歩掛りの摘要に記載されたその他を読み替える。)			